「(案件名)ヨルダン国シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト (公示日:2016年2月17日/公示番号:160007)について、質問の回答は以下のとおりです。

通 番			
1	P13(9) プロジェクトスケ ジュール	24ヶ月か25ヶ月のどちらか。	24 か月です。
2	P13(10)カウンターパー ト	局長というのは、保健局長以外の ポジションとして存在しているの	ご理解のとおりです。
3	P14 (2) JCC メンバー	か。 1) バルカ県デルアラ地区保健副 局長は JCC のメンバーには入 らないのか。 2) 高等人口審議会事務局長はカ ウンターパートに入っていない が、なぜ JCC メンバーに入っ ているのか。	1) バルカ県の保健局長が JCC メンバーであるため、入りません。 2) 高等人口審議会は、人口に関連する政策策定、モニタリングの役割を担っている他、一部家族計画・シリア難民等に関する調査を実施しています。また、先行南部案件ではカウンターパートとして位置づけられていたことから、家族計画面、プロジェクト運営面で適切な助言・提案が得られると考えたため JCC メンバーに含めました。
4	P15 (4) VHC の保健サ ービス	1) リプロ・家族計画政策 2013-2017 を見ると、南部の VHC では避妊具の配布をして いるが、北部や他のエリアでは 配布していない。北部もすでに 開始しているのか。 2) 保健省として母子手帳の使用 は実施されているのか。	1) 北部でも避妊具の配布は行われています。2) ヨルダンでは、妊産婦カード、子どもカード、予防接種記録の3種類が使用されており、保健省作成の母子手帳はありません。

通 番			
5	P15(5)モバイルクリニック	1)遠隔地とあるが対象はバルカ 県デルアラ地区のみか。 2)運営にかかる人員配置、運営 資金などの体制の合意は取れ ているのか。	 1) プロジェクト対象地域全般での活用が可能です。 2) プロジェクト開始後詳細を先方政府と合意する必要があります。保健省からは、口頭にて人員の配置・運営予算の負担は可能である旨説明がありました。一方で、プロジェクト実施期間中はプロジェクトによる利用を優先させるため、運営資金についてはプロジェクト経費にて負担の予定です。 3) 既存の運用マニュアルはありません。 4) プロポーザルにて提案下さい。
		 3) また運用マニュアルなどは存在するのか。それとも本プロジェクトで最初から全てのことをするのか。 4) 評価は何をもってするのか。稼働の確認など。 	
6	P15 (6) 過去の成果の活 用	WHO の Healthy Village VHC とのかかわりはどのようになるか。	ご 質 問 が "Healthy Village (http://www.who.int/water_sanitation_health/hygiene/settings/healthvillages/en/)を指している場合には、直接の関係はありません。
7	P17 6. (1)モニタリングシ ート	このフォーマットはヨルダン保健省 のものか、コンサルタントが使用す る規定のものがあるのか。	JICA 指定のフォーマットがあります。
8	P17 6. (2)JCC 開催時期	3回とあり中間は、運営指導時に開催するという理解でいいのか。	その予定です。
9	P18 (5) 重点対象 VHC リスト最終案	重点対象 VHC の最終決定は、ベースライン調査の前か後か。	C/P と協議の上確定下さい。

通 番			
10	P19 (10)改訂版 VHC マニュアルの承認	 改訂版 VHC マニュアルはプロジェクト対象3県を対象としているのか、全国を対象としているのか。 3県を対象としている場合は、3県の保健局長の承認でよいのか、それとも保健省の承認が必要か。 	1) 全国対象となることを想定しています。 2) 保健省の承認が必要です。
11	P19(13)機材調達		1) 重点 14VHC の合計金額です。2) コンサルタントが行います。3) ベースライン調査後に調達機材を確定下さい。
12	P19(14)研修内容		1) 2) 保健省からは別には存在しないとの説明でした。

通			
番		かがか。	
		と/ 北部でのグラロー家族計画のグラー 一ビス提供が保健省のドキュメ	
		ント (Family Planning	
		Strategic Plan 2013-2017 Ø	
		12頁)には記載されていない	
		ため疑問が生じています。	
13	P20 (17)重点対象 VHC		<u> </u>
	訪問	ーパートなのか?コンサル、カウン	ZZENIO PER CICIO
	H/J 1~3	ターパートの両方か?	
14	指示書 P22	研修の経費(参加者交通費、講師	プロジェクト負担を想定しています。JICA 規定については別途送付し
	第2 業務の目的・内容に関	の日当・宿泊費・交通費)はプロジ	ます。
	する事項	ェクト負担という理解でよろしいで	
	6. 業務の内容	しょうか。その場合、ヨルダン国保	
	(14) (活動 2-1、2-2 に関	健省と貴機構の規定をご教示願い	
	連)VHC 准看護師向けの研	ます。	
	修計画策定·実施		
	(16) (活動 2-3 に関連)		
	VHC 関連スタッフ向け研修		
	計画策定·実施		
	(18) (活動 3-1 に関連)重		
	点支援 VHC 准看護師に対		
	するヘルスプロモーション研		
	修の実施及び活動計画の		
	策定		
15	指示書 P22	JCC、研修、ワークショップ等の会	プロジェクト経費として積算してください。
	第2 業務の目的・内容に関	場はヨルダン国側から提供され、	

通番			
Щ	する事項	経費はかからないという理解でよ	
	6. 業務の内容	ろしいでしょうか。	
	(2) 合同調整委員会(Joint		
	Coordination Committee:		
	JCC)の開催支援		
	(8) (活動 1-1 に関連)キッ		
	クオフワークショップ・JCC		
	の開催		
	(14) (活動 2-1、2-2 に関		
	連)VHC 准看護師向けの研		
	修計画策定·実施		
	(16) (活動 2-3 に関連)		
	VHC 関連スタッフ向け研修		
	計画策定·実施		
	(18) (活動 3-1 に関連)重		
	点支援 VHC 准看護師に対		
	するヘルスプロモーション研		
	修の実施及び活動計画の		
	策定		
16	指示書 P22		現時点では想定していませんが、開催が必要とお考えの場合にはその理
		催しないという理解でよろしいでし	由と共に提案してください。
	する事項	ょうか。	
	6. 業務の内容		
17	指示書 P22	·	7(1)の表について、以下のとおり修正します。
	第2 業務の目的・内容に関	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	する事項	Completion Report を英語とアラ	
	7. 成果品等	ビア語で準備すると記載がありま	

通番					
	(1) 報告書	すが、ワークプラン、モニタリング	レポート名₽	提出時期₽	部□数₽
		シート ver.1-ver.4 及びプロジェクト	業務計画書√	契約締結後 10 営業日以内₽	和文:3部↩
		事業完了報告書はアラビア語に翻	(共通仕様書の規定に基づ		
		訳する必要はないという理解でよ	<) ₽		
		ろしいでしょうか。	ワーク・ブランゼ	プロジェクト開始後 1ヵ月以	GIGAPOD での提
			(モニタリングシート・Ver.1	内₽	出↩
			含む。 英語、アラビア語(要		
			<u>約のみ</u>) ₽		
			モニタリングシート-Ver.2		GIGAPOD での提
			<u>(英語、アラビア語(要約の</u> 、、、		出↩
			<u>み))</u> 。		
			<u>アニュアルレポート</u> ₽	· · · -	和文:5部4
					英文:15部↩
					アラビア語 (要約
					<u>のみ):15部</u> ↔
					CD-R:2枚↩
			モニタリングシート Ver.3+	2017年 0 日 3	♥ GIGAPOD での提
			(英語、アラビア語(要約の		USGAPOD CO1€
			<u>スカロ、アンビア 和 (3を) 7 / 2</u>		ш.
			ブロジェクト事業完了報告書		和文:5部↩
					英文:15部↩
					<u>アラビア語(要約</u>
					<u>のみ):15部</u> ↔
					CD-R:2枚↩
					₽

通番			
			また、イ)モニタリングシートの下に、 ウ)アニュアルレポート 以下の項目を想定するが、項目については C/P と協議の上最終化すること。 ・プロジェクト活動進捗 (特記すべき実績を含む) ・プロジェクト業務完了報告書提出までの活動計画 ・実施上の課題 を挿入し、プロジェクト事業完了報告書記載こ項目を「エ)」とします。
18	指示書 P23 第2 業務の目的・内容に関 する事項 7. 成果品等 (2) 技術協力成果品	「イを技術協力成果品、イについては契約業務の成果品とする。」とありますが、イの印刷方法は簡易製本という理解でよろしいでしょうか。	製本して下さい。
19	P26 見積もり	•	1)現状では積算不要です。プロジェクト開始後、運用ルールが確定した後に、必要に応じ契約変更にて対応することとします。 2)回答 14 のとおり。
20	指示書 P26 第3 業務実施上の条件 6. 供与機材調達	モバイルクリニックにかかる経費 (運転手、燃料、メンテナンス等)は ヨルダン側負担という理解でよろし	回答 20 の通り。四駆車については 16 年 6 月からの使用開始を予定しています。

通 番		
钳	1. — 1. — 1.	
	いでしょうか。	
	また、「四駆車の納期は購入契	
	約から約 4 か月を要し、使用開始	
	は2016年6月からを見込むため」	
	とありますが、使用開始は2016年	
	6月で大丈夫でしょうか。	

以上